

大島大橋損傷に伴う 損害賠償に関する住民・事業者説明会

10月22日未明の外国船籍貨物船による大島大橋への衝突事故は、橋の損傷や水道管の切断により、長期間にわたる車両の通行規制や町内全域での断水など、住民の日常生活に大きな影響を及ぼし、また、農水産物等の出荷が滞り、観光・宿泊・商業施設等は休業や営業の制限を余儀なくされるなど、周防大島町の経済、社会活動に甚大な損害をもたらしました。今回の事故により発生した損害は、当然のことながら、事故を起こした船会社が賠償責任を負うものと考えています。

つきましては、損害賠償に関し、住民の皆様や民間の事業者を対象とした弁護士による説明会を次のとおり開催しますので、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 日時・会場・対象者

日付	時間	会場	対象者
12月25日(火)	13:00~14:30	大島文化センター	住民
	15:30~17:00	橋総合センター	住民
12月26日(水)	13:30~15:00	東和総合センター	住民
12月27日(木)	13:00~14:30	山口県大島防災センター	住民
	15:30~17:30	大島文化センター	事業者

* 周防大島町外の事業者等も参加できます。

2 内容

- ・船主責任制限法について
- ・船主責任制限法による手続きの流れについて
- ・賠償の対象となる損害の種類、損害額の算出方法(例)について
- ・質疑応答

* この説明会では、個々の損害額は算出いたしません。

* この説明会の内容や個々の損害額の算出、取扱い等は、別途、町広報誌等でお知らせします。

3 主催

山口県、周防大島町

4 お問い合わせ先

周防大島町総務課 TEL 0820-74-1000